ロ　育児免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和十年三月（第二号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間（イに定める期間を除く。）

十～十六　（略）

十七　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十一号から第十六号までに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二又は法第八十八条の三第一項若しくは第二項の規定に該当するときを除く。）第十一号から第十六号までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

（表略）

十八　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和八年六月（第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十九　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十二号、第十四号又は第十六号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第十二号、第十四号又は第十六号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間（産前産後免除期間が終了する月の翌月から法第八十八条の三第一項に規定する期間が開始する場合は当該期間を除く。）

二十　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十二号、第十四号又は第十六号に定める期間内に法第八十八条の三第一項又は第二項の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、育児免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（当該各号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

二十一　（略）

（四分の三保険料の前納額）

第三条　（略）

2　被保険者が、第一条第十一号、第十二号及び第十七号から第二十号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第六に定める額とする。

（半額保険料の前納額）

第四条　（略）

2　被保険者が、第一条第十三号、第十四号及び第十七号から第二十号までのいずれかに掲げる期間の全ての半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第八に定める額とする。

九～十五　（略）

十六　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号から第十五号までに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。）第十号から第十五号までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

（表略）

十七　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和八年六月（第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十八　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　（略）

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

（新設）

十九　（略）

（四分の三保険料の前納額）

第三条　（略）

2　被保険者が、第一条第十号、第十一号及び第十六号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第六に定める額とする。

（半額保険料の前納額）

第四条　（略）

2　被保険者が、第一条第十二号、第十三号及び第十六号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第八に定める額とする。